

【最近の動き】

1. 中国 R&D 見学会の開催

8月27日、中国日本商会 IPG は中関村科技園区管理委員会、北京北航科技園及び北京北大衆志微系統科技有限公司を訪問いたしました。

先方からは科技園の現状やその特徴が説明されました。中関村科技園には1万8千の会社が存在しますが特許出願をしている会社は800社程度で出願総数は5000件であること、そして出願に要する費用の補助制度があること等の説明もなされました。また、北京北大衆志微系統科技有限公司からは、北京大学微处理器研究開発中心で生まれた技術を使ったネットワークコンピュータの開発等が紹介されました。

2. 独占禁止法の可決

8月30日、全国人民代表大会常務委員会において独占禁止法が可決されました。独占禁止法の日本語訳については、作成しだいにJETRO 北京センター知財部のホームページに掲載いたします。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 重慶市、特許等の促進・保護に関する条例案を審査（重慶市政府公衆情報ネット 7月30日）
2. 特許権の質権設定管理規定と実施許諾契約登録規定、改正へ（国家知識産権網 8月7日）
3. 最高人民法院 2007年度の司法解釈制定計画発表（新華社 8月16日）
4. 司法鑑定プロセスでの商業秘密漏洩、禁止（国家知識産権網 8月15日）
5. 國務院法制弁公室：「商標法」改正、急ピッチで作業中（新華網 8月23日）
6. 省・直轄市・自治区の8割、特許関連の地方法規を制定（新華網 8月21日）

○中央政府の動き

1. 商標出願オンラインシステム、広範囲で試用開始（国家知識産権網 8月2日）
2. 商標オンライン出願システム、年内にも運用開始へ（国家知識産権網 8月6日）
3. 著作権保護へ、六大システムの整備を 新聞出版総署（人民網 8月1日）
4. 海賊版ソフトが減少傾向、国家版權局が発表（新華網 8月10日）
5. 温家宝総理「世界レベルのブランド育成を」（新華社 8月6日）
6. 商務部、ブランド発展に向けた活動を強化へ（チャイナネット 8月3日）
7. 印刷物制作オンラインショップ、当局が知財保護求める（国家知識産権網 8月16日）
8. 国家版權局などの3部門、ネット海賊版の合同取り締まり（新聞出版報 8月14日）
9. 国家知識産権局 専利権利侵害取り締まりを強化（人民網 8月21日）
10. ネット著作権、情報公告プラットフォーム構築へ（新華網 8月21日）

○地方政府の動き

1. 中国西部で商標データベース構築 権利侵害の撲滅へ（中国広播網 7月26日）
2. 北京 路線バス広告で知財保護をPR（国家知識産権網 8月9日）

3. 中部6省、商標保護の協力ネットワーク設立（長江網 8月7日）
4. 河北省の知財ホットライン、初の海外からの苦情受付（知的財産権保護ネット 8月7日）
5. 湖南省、「馳名商標」認定基準を制定（知識産権報 8月16日）
6. 南京：「知財エンジニア」年内にも誕生へ（南京日報 8月22日）
7. 北京：中小企業が知財権抵当に融資獲得（国知識産権網 8月22日）

#### ○司法関連の動き

1. アディダス社との関係装い商品販売 上海の会社に賠償命令（長沙晩報 8月2日）
2. 方正集団、米企業に1億元の権利侵害賠償請求訴訟（人民網 8月16日）

#### ○統計関連

1. 中国、海賊版や不法出版物200万冊余り押収 過去10年で（中国新聞網 7月31日）
2. 上半期のソフトウェア産業の売上高、2602億元に（新華社 7月30日）
3. 06年末、中国の登録商標は276万件 世界トップ（中国網 8月6日）
4. 上半期の商標めぐる違法案件、1万8973件を摘発（中国工商報 8月13日）
5. WIPO報告：中国の特許出願件数、世界で第3位（国家知識産権網 8月11日）
6. 公安部：07年上半期、知財権侵害の案件は1094件（公安部ウェブサイト 8月15日）

#### ○その他知財関連

1. 「中国知財保護ネットフォーラム」7月30日にスタート（中国知的財産権保護ネット 7月30日）
2. 知財権めぐり中・米の対立、なお決着つかず（新華社 8月16日）
3. 海外企業の研究開発センター、中国で相次ぎ設立（国家知識産権網 8月22日）

---

### ●ニュース本文

#### ○法律・法規等

##### ★★★1. 重慶市、特許等の促進・保護に関する条例案を審査★★★

重慶市人民代表大会常務委員会第32回会議でこのほど、「重慶市専利促進保護条例」草案（専利は特許、実用新案、意匠）の審議を行い、承認した。「条例」は全6章33条からなる。主な内容は▽専利特別資金を設置し、職務発明への奨励や報酬を引き上げ、企業等の特許業務等を強化する▽科学的な評価システムを整え、重要な経済活動に対する特許等の審査メカニズム、関連違法行為に関する資料管理制度を完備し、保護を強化する—などの特色ある内容が含まれる。「条例」は2007年9月15日から施行される。（重慶市政府公衆情報ネット 2007年7月30日）

##### ★★★2. 特許権の質権設定管理規定と実施許諾契約登録規定、改正へ★★★

国家知識産権局は、特許権等を質権設定する場合の規定「専利権質権管理方法」や、ライセンス契約に関する規定「専利実施許諾契約登録管理方法」の改正に向け、意見募集会を開催した。改正草案（意見募集稿）は、契約当事者の権利義務をより明確にするとともに、地方の知的財産当局の管理部門としての役割をより反映したものとなっている。このほか、サービスの効率化など、報告・登記受付部門に関する要件も盛り込まれた。

会議では行われた改正草案に関する討論では、「専利法」とその実施細則の改正作業の中でも、「専利権質権管理方法」や「専利実施許諾契約報告管理方法」の法律的問題や位置づけをより明確にすべき、との提案があった。（国家知識産権網 2007年8月7日）

**★★★3. 最高人民法院 2007 年度の司法解釈制定計画発表★★★**

最高人民法院は 15 日、2007 年度の司法解釈制定計画が最高人民法院審判委員会の審議を通過し、注目される物権法、破産法の司法解釈が計画に組み込まれたと発表した。同院が統一して司法解釈制定を計画するのは初めてのこと。

今年 4 月 1 日より施行される「司法解釈の制定に関する最高人民法院の規定」によれば、司法解釈の制定には、毎年統一的に計画を立て、最高人民法院審判委員会の審議で可決されてから実施する。計画には国家機関、社会団体、市民個人の意見を参考とする。

最高人民法院の報道官は、同計画の発表で、同院の司法解釈制定作業がさらに規範化され、合理的な新しい段階に入ったとの認識を示した。

今回の重要な司法解釈は物権法と破産法の他に、刑事事件における証拠に関する関連規定、民事執行の関連規定、民事案件の再審問題についての司法解釈などがある。同院の担当者によると、これら司法解釈の制定と発表によって、当事者の訴訟参加を利便化し、当事者の合法的権益の保護を強められる。また、法執行を正確に貫徹し、司法基準を統一し、社会の各種紛争を効果的に緩和するのに役立つ。（新華社 2007 年 8 月 16 日）

**★★★4. 司法鑑定プロセスでの商業秘密漏洩、禁止★★★**

国家司法部はこのほど、「司法鑑定手順通則」を公布した。同規則には、司法鑑定機関や司法鑑定担当者が業務中に知りえた国家機密、商業秘密、個人情報について、漏洩を禁じる内容が盛り込まれている。

「通則」は司法鑑定の委託と受理、実施、文書提示など 5 つの内容について、詳細な規定を設けており、司法鑑定機関や司法鑑定担当者人が国家機密、商業秘密、個人情報を守るよう求めている。委託者の同意がなければ、鑑定に関する情報を他人または他組織に漏洩してはならない。ただし、法律・法規で別に規定がある場合は例外とする。「通則」は 2007 年 10 月 1 日から施行される。（国家知識産権網 2007 年 8 月 15 日）

**★★★5. 国務院法制弁公室：「商標法」改正、急ピッチで作業中★★★**

「商標法」公布 25 周年座談会が 23 日、北京で開かれた。座談会の発表によれば、「商標法」第 3 次改正に向け、国家工商行政管理総局が現在、調査研究を進めている。改正により、商標登録の所要期間や保護期間を短縮し、手続きの簡素化と利便化を図る。国務院法制弁公室は今年の立法計画のうち「急ぎ検討し、条件が整うのを待って提出すべき立法項目」として、「商標法」の改正を挙げている。

国務院法制弁公室の汪永清副主任によれば、現在は商標登録に要する期間が長く、通常は 1 回の登録に数年かかる。さらに、権利保護のための手続きが煩雑で、通常は 5 段階にわたる手続きが必要になる。こうした問題に加え、国際的に商標関連法規が整備される中、中国にとっても商標関連法規のさらなる整備が求められている。「商標法」第 3 次改正は、手続きの簡素化による当事者の利便化を図り、商標登録や保護期間を短縮するほか、専有権の保護を強化しており、国際的な法整備の動きに合わせてともに、中国ブランドの世界進出に伴うニーズにも対応している。

汪副主任によれば、国務院法制弁公室は関連部門との緊密な連携により、「商標法」改正に関する検討や起草作業を進めている。草案はすでに国務院に提出され、現在は急ピッチで審査が行われており、国務院から全国人民代表大会（全人代）常務委員会への早期提出を目指している。（新華網 2007 年 8 月 23 日）

**★★★6. 省・直轄市・自治区の 8 割、特許関連の地方法規を制定★★★**

国家知識産権局の林炳輝副局長は 20 日、中国に 31 の省・自治区・直轄市のうち、すでに 24 地域が特許関連の地方法規を定めていると明らかにした。社会全体で発明や創造を促進し、その普及や応用を進めていくための、強力な法的保証となる。

林副局長によれば、中国は1985年に「専利法」を定めたが、当時は特許などの出願、審査、保護などのマクロ的な内容に重点が置かれ、出願の奨励や技術普及、運用に関する具体的な規定がなかった。一方、24地域で制定されている地方法規は、これらの面についてより具体的な記載がある。例えば、このほど新たに制定された「重慶市専利促進保護条例」では、地方法規としては始めて、特許等に関連する資金や新製品に対する優遇税制や、政府による優先購買などを規定。特許等の出願や普及促進を目指している。（新華網 2007年8月21日）

#### ○中央政府の動き

##### ★★★1. 商標出願オンラインシステム、広範囲で試用開始★★★

商標局はこのほど、商標出願オンラインシステムの試用範囲を拡大し、国内31の省・自治区・直轄市の代理機関100カ所で新たにオンライン手続きが始まった。これにより、オンライン出願システムの参加機関は32カ所から132カ所へ拡大した。広範囲での試用を通じ、オンライン出願システムの安定性をさらに検証し、プログラムの整備改善を図り、オンライン手続きの全面展開にむけた基礎作りを進める。

商標オンライン出願システムの試用は昨年12月26日に始まり、当初は北京の商標代理機関12カ所のみでの取り扱いだった。今年3月28日、商標局は試用機関を増やし、北京市以外の4カ所を含む20カ所が新たに加わった。これら計32カ所の商標代理機関では今年7月17日現在、オンラインシステムを通じてすでに1801件の出願があった。（国家知識産権網 2007年8月2日）

##### ★★★2. 商標オンライン出願システム、年内にも運用開始へ★★★

国家工商行政管理総局の公式ウェブサイトはこのほど、商標登録オンライン出願システムの試験運用開始から半年が経過した時点で、システムに参加する商標代理機関を32カ所から132カ所に増やしたことを明らかにした。試用が順調に進めば、年内にも正式な全面運用が実現する見通し。

商標局の関係者によれば、商標登録のオンライン手続きの導入後、商標代理機関は商標局の専用ソフトウェアを使い、電子版の申請資料をネットワーク経由で商標局へ直接提出できる。商標局は資料を受領した翌日に、出願番号を発行する。システムの導入により、商標登録分野の自動化システムが先進国のレベルに大きく近づくことになる。（国家知識産権網 2007年8月6日）

##### ★★★3. 著作権保護へ、六大システムの整備を 新聞出版総署★★★

新聞出版総署の柳斌傑署長は7月27日午前、国家版權局の開いた著作権関連活動をめぐる座談会で「知的財産権の保護は、わが国の自主革新力を強め、革新型国家を築く上で急務となっている」と指摘した。

現在、著作権管理部門は、▽版權活動システムの整備▽著作権に関する法体系の整備▽政府行政管理システムの強化▽公共サービスシステムの確立▽内部活動システムの強化▽国際対応システムの強化——を通じ、著作権関連活動のさらなるシステム化を図り、国際・国内の現在の新情勢に対処する狙いがある。（人民網 2007年8月1日）

##### ★★★4. 海賊版ソフトが減少傾向、国家版權局が発表★★★

国家版權局版權司の許超副司長は9日、中国の海賊版ソフトウェアの比率は近年減少傾向を示しており、ソフトウェア産業の発展環境は徐々に改善しているとの認識を示した。中国におけるソフトウェア販売額は急速に伸びているという。

許超副司長は「中国ソフトウェア産業の発展環境調査報告」の発表会で、「中国政府は近年、海賊版取り締まりを強化し、正規版ソフトウェアのプリインストールを推進したことで、海賊版取り締まりに成果が上がった」と述べた。情報産業部電子知識産権諮詢服務

中心の統計によると、中国における海賊版ソフトウェアの比率は毎年 2%のペースで減少しているという。(新華網 2007 年 8 月 10 日)

#### ★★★5. 温家宝総理「世界レベルのブランド育成を」★★★

国务院の温家宝総理はこのほど、北京で開かれた「全国品質作業会議」に出席した。

温総理は演説で、「企業が市場でしっかりと立ち、競争力を持つためには、品質をしっかりと磨き、質で勝る道を行かなければならない。品質の確かなブランド製品を生み出してこそ、国際市場でのシェアを拡大し、わが国の商品の優れたイメージを打ち立てることができる」と指摘した。また、当面と今後の活動について、温総理は「最初のプロセスから製品品質向上を貫き、一連の世界レベルの有名ブランド確立に努め、『メイド・イン・チャイナ』を本当に優良商品のシンボルにしなければならない」と述べた。(新華社 2007 年 8 月 6 日)

#### ★★★6. 商務部、ブランド発展に向けた活動を強化へ★★★

「自主革新とブランド発展戦略ハイレベルフォーラム」が 8 月 3 日、内モンゴル自治区フフホト市で行われた。商務部の姜增偉副部長は開幕式で、「共産党中央委員会や国务院の要求に基づき、昨年からのブランド関連活動の実施を強化している」と表明。「ブランド万里行」などの活動を通して、「4 つのシステム」の構築に力を入れていることを説明した。

「4 つのシステム」は、ブランド評価認証システム▽従事ビジネス分野の評定・保護▽知的財産権保護ネットワーク(ブランド保護強化)▽ブランド普及システム(各種ノウハウによる国内外での影響力拡大、メディアを通じた独自知財権の普及バックアップ)——の 4 部分で構成される。(チャイナネット 2007 年 8 月 3 日)

#### ★★★7. 印刷物制作オンラインショップ、当局が知財保護求める★★★

新聞出版総署、公安部(警察)、国家工商行政管理総局、情報産業部の 4 部門がこのほど、合同で「インターネットを利用した印刷営業活動への従事の規範化に関する通知」を出した。同通知は、個人向けの印刷物制作オンラインショップに対し、著作権所有者の合法的な権利を守り、権利侵害に当たる印刷物を提供しないよう、知的財産権の保護を求めた。

中国インターネット業界には、個人の注文に応じて印刷物を制作するオンラインショップが登場し、昨年ごろから「印客」(「in 客」とも)と呼ばれるようになった。利用者は、自作の写真や画像、または自分で収集・編集した文章や画像を持ち込めば、アルバムなど自分だけの印刷物を制作することができる。中には、作品をオンライン販売するケースもある。(国家知識産権網 2007 年 8 月 16 日)

#### ★★★8. 国家版權局などの 3 部門、ネット海賊版の合同取り締まり★★★

国家版權局、公安部(警察)、情報産業部は 8 月から 10 月末まで、全国で 3 カ月にわたるインターネット上の海賊版取り締まり特別活動を展開すると決定した。「2007 年中国知的財産権保護行動計画」の一環。3 部門は 8 月 1 日、「2007 年インターネット権利侵害海賊版撲滅特別活動の展開に関する通知」を発表した。

国家版權局の担当者によれば、今回の特別活動は準備、集中対策、総括の 3 段階に分けて進められる。活動のポイントは次の 4 点。(1) 不法ウェブサイトの取り締まりに力を入れ、著作権を侵害する海賊版に関与するウェブサイトについては、著作権当局の認定が下り次第、電子情報当局が法により取り締まりを行う。(2) インターネットを通じた映画、音楽、ソフトウェア(ゲーム)、図書などの作品の不法配信を毅然として取り締まる。(3) 各省(自治区、直轄市)で登録された大手ウェブサイトや、映画、音楽、ソフトウェア、図書などの配信に特化したウェブサイトに対する監視を強化する。(4) インター

ネットカフェでの海賊版による著作権侵害を監視する。(新聞出版報 2007年8月14日)

### ★★★9. 国家知識産権局 専利権利侵害取り締まりを強化★★★

国家知識産権局の林炳輝副局長は20日、各地の知的財産権管理部門は専利の権利侵害に対する調査処理を強化し、専利権者の発明革新の積極性を保護し、革新を奨励する社会的雰囲気を生み出さなければならないと述べた。

林炳輝副局長は先ごろ発表された「重慶市の専利促進と保護条例」について、オンラインインタビューを行った際に表明した。省級の特許法規である同条例では初めて、権利侵害行為を行った同じ犯人が同じ専利侵害行為を再度行った場合、専利管理部門は調査処理を行い、最高10万円の罰金を科すると規定している。

林副局長はまた「法律に基づいて専利権利侵害行為を厳しく取り締まることは、専利権利人の合法的な権利及び社会大衆の利益を保護する上での重要な保障であり、革新と投資のよい環境を生み出すための必然的な要求でもある。」と語った。中国の他の地方も「重慶市の専利促進と保護条例」を参考にして、専利紛糾の処理や専利権利詐称行為の調査処理の分野で法執行と協力を強化すべきだと表明した。

林副局長は同時に、各地の知的財産権管理部門は健全な法執行協力体制を確立し、知的財産権の専門行動を実施、食品や医薬品といった分野、大型の商品卸売り市場や展覧会場といった場所の知的財産権の法執行検査を重点的に行い、中国の知的財産権の創造、管理、運用、保護の水準を確実に推進する。(人民網 2007年8月21日)

### ★★★10. ネット著作権、情報公告プラットフォーム構築へ★★★

中国インターネット協会インターネット著作権連盟は21日、著作権保護を強化し、インターネット応用の普及を早めるため、著作権に関する情報公開プラットフォームを構築することを明らかにした。

現在、インターネット企業が著作権所有者から版權を購入する機会は非常に少ない。通常は、代理会社から情報配信権を獲得するが、国内のインターネットにおいては著作権情報が不透明で、偽代理業者といった詐欺行為が助長されている。著作権をめぐる争いは、すでにインターネット企業の運営や業界発展にかかわる大問題となっている。

中国インターネット協会ネットワーク版權連盟の王斌秘書長によれば、インターネット著作権公告プラットフォームが構築されれば、正規版作品の流通プロセスや、国内外の著作権関係者による版權認証活動も可能になる。特に海外作品の確認方法の確立に重点を置き、インターネット企業の版權購入のリスクを減らす。同時に、偽ライセンス取得業者の通報サービスも開通し、不定期で偽業者のブラックリストを発表する。

このほか、中国インターネット協会は著作権トラブル調停センターを設置する。著作権所有者とインターネット企業との知的財産権をめぐるトラブル解決を図り、関係者の利益を守り、双方のバランス調整を図る。(新華網 2007年8月21日)

## ○地方政府の動き

### ★★★1. 中国西部で商標データベース構築 権利侵害の撲滅へ★★★

重慶市工商部門が24日に明らかにしたところによると、同部門は西部の13の省・自治区・市の工商部門と共同で、商標権侵害の共同取り締まりに向け、「著名商標データベース」の構築に着手する、商標侵害に対しては、被害のあった現地での調査処分が可能になる。

市の関係部門の統計によれば、昨年末現在、重慶市の登録商標数は2万5000件に達し、うち有名ブランド「著名商標」に認定されたものは250件、「馳名商標」に認定されたものは17件。一方、国家商標局の昨年末から今年初頭の商標公告によれば、重慶市で起きた商標不正登録の問題は、每期30件を超える。

「著名商標データベース」の構築後、これら登録商標が別の省（市）で侵害された場合、商標登録地の省・市に関わらず、被害地の現地公安部門が案件を調査処分できるようになる。（中国広播網 2007年7月26日）

#### ★★★2. 北京 路線バス広告で知財保護をPR★★★

北京五輪の開催まで残り1年となった8日、北京市知識産権局は路線バス広告を媒体とする、知財保護PR教育活動をスタートした。対象は市内80路線のバス351台。これらバスは、北京市有数のビジネス街・CBDエリア、IT産業の集積する中関村知識園エリア、ハイテク産業の集積する上地高新技术区や亦庄開発区など、高等教育機関やビジネス施設のひしめく市街地を走る。車両内には「知的財産権通報苦情ホットライン 12312」の広告や、知的財産権に関する基本知識の広告などが掲示されている。

知識産権局は、こうした路線バスを市内全域に走らせることで、知財保護政策や関連知識の浸透を図り、「知財権侵害は恥ずべきこと」という概念を根付かせる狙い。北京五輪を前に、良好な社会環境づくりを目指す。（国家知識産権網 2007年8月9日）

#### ★★★3. 中部6省、商標保護の協力ネットワーク設立★★★

山西、安徽、江西、河南、湖南、湖北の中部6省の工商行政管理当局は8月6日、「中部6省商標保護協力ネットワーク」を設立した。今後、中部地域の商標専用権の保護を強化する。

6省の当局は6日、湖北省武漢市で「商標保護協力方法」に調印。中部6省で「馳名商標」や「著名商標」の認定を受けた有名ブランドの重点保護メカニズムを構築し、6省のいずれか1省で「著名商標」等の認定を受けたブランドについては、中部6省で認定を受けたとみなし、重点的な保護の対象とする。また、商標管理情報の通報制度を構築し、6省内で商標管理に関わる緊急事態や重大問題、解決の困難な案件が発生した場合、相互に通報して解決方法を探る。このほか、偽造品撲滅のための多省間連携メカニズムを設け、偽造品や粗悪品に対する共同取り締まりを展開する。（長江網 2007年8月7日）

#### ★★★4. 河北省の知財ホットライン、初の海外からの苦情受付★★★

河北省の知的財産権保護通報苦情サービスセンターはこのほど、07年6月29日の設立以来初となる、海外からの通報を受け付けた。

同センターに問い合わせたのは、英・ロンドンの知的財産権保護サービス会社であるNetResult社。河北省内で運営されるウェブサイト「天天NBAフォーラム」が、NetResult社の顧客が所有するF1レース映像の著作権を侵害したとして、通報した。同ウェブサイトは著作権所有者の許可を得ず、F1レースの映像を無断でオンライン配信した。これは著作権所有者の権利を著しく損ない、中国の「情報インターネット配信権保護条例」にも違反するため、NetResult社は「天天NBAフォーラム」に対し、映像配信を直ちに停止するよう求めている。

調査の結果、「天天NBAフォーラム」は個人が開設した非営利目的のウェブサイトであることが明らかになった。サイト運営者は苦情や調査に真摯かつ協力的な態度を示すとともに、問題のあるコンテンツを迅速に削除し、悪影響を断ち切った。また、今後も十分な措置を取り、同様の事態の再発を避けると表明している。同省版權局は、運営者への処分をインターネット著作権関連の法規定に基づく警告処分のみとし、NetResult社に文書で経緯を説明。NetResult社からも、すでに処理結果に満足したとの返信を受けた。（知的財産権保護ネット 2007年8月7日）

#### ★★★5. 湖南省、「馳名商標」認定基準を制定★★★

湖南省の各人民法院（裁判所）が参加する「民事審判作業会議」がこのほど、長沙市で開かれ、有名ブランドに認められる「馳名商標」の法的認定基準がより明確に定められた。

新基準が定める主な条件は次の通り。(1) 全国的、または少なくとも国内の大部分の地域で高い知名度を持ち、公衆によく知られている。(2) 必ず商標が使用されていること。「有名」の根拠となるのは使用されていることのみ。(3) 商標の広報が一部地域ではなく、全国的に行われ、少なくとも国内の大部分の省で知られている。(4) 商標が「馳名商標」としての保護を受けた記録は、司法機関のものでも、行政機関のものでもよい。偽造被害を受けたこと自体が、その商標の知名度を示す。(5) 商標の知名度に関する他の要素には、声望、目立っている度合い、ライセンス使用(範囲やライセンス料の額も含む)、その他特殊状況を含める。(知識産権報 2007年8月16日)

#### ★★★6. 南京：「知財エンジニア」年内にも誕生へ★★★

南京市知識産権局の担当者によれば、南京市は知的財産権を専門分野とする上級・中級専門技術資格を設け、近く第1回審査を行う。今後は毎年1回、同資格の審査申請を受け付ける。

南京市が進める知財事業発展の第11次五カ年計画は、2010年までに同資格を持つ「知財エンジニア」を1000人以上育成すると定めている。「エンジニア」の呼称を用いることで、知財担当者の熱意を引き出し、より多くの知財関連人材を招聘または育成することで、南京地区の自主革新や知財事業の発展を促す。(南京日報 2007年8月22日)

#### ★★★7. 北京：中小企業が知財権抵当に融資獲得★★★

北京市科学技術委員会と交通銀行北京支店はこのほど、「知的財産権抵当融資成果発表推薦会」を開いた。交通銀行北京支店の孫徳順支店長は取材に対し、北京支店が知的財産権を抵当に提供する融資サービス「展業通」の貸出残高が1億元に達したことを明らかにした。合わせて14社が融資を受け、最高で1000万元に上る。

交通銀行北京支店による知財権抵当融資サービス「展業通」は、発表と同時に多数の中小企業の関心を集めた。「貸出残高はすでに1億元を超え、審査中のものを含めると2億元に迫るが、営利はその一面にすぎない」と孫徳順支店長は述べる。「1億元の数字は、知的財産権による融資の実行可能性を十分に証明するだけでなく、今後の無形資産担保に関する研究へ豊富なデータを提供し、さらには私たちの融資拡大方法や中小企業発展への自信の裏づけとなった」と述べた。(国知識産権網 2007年8月22日)

#### ○司法関連の動き

##### ★★★1. アディダス社との関係装い商品販売 上海の会社に賠償命令★★★

湖南省高等法院はこのほど、有名ブランドとの関係を装ったことが不正競争に当たるとして、上海の企業2社に、独アディダス・ソロモン社へ経済的損失25万元を支払うよう命じる判決を下した。

原告側の独アディダス・ソロモン社は、世界でも知られたスポーツ用品メーカー。当事者は米国で「アディダス・インターナショナル・グループ」と称する会社を設立したのち、中国国内の上海安道体育用品有限公司、第三人安道靴業会社にブランド「ACCEPTER」の商標使用を許可し、スポーツシューズや包装資材に「米国アディダス国際集团公司委託」の文字を入れさせた。

同案件は長沙市中級法院での1審判決ののち、被告側が不服として上訴していた。省高等法院は、2社が「アディダス」の名を使用したことが不正競争に当たると判断。直ちにアディダス・ソロモン社に対する侵害行為を停止し、経済的損失25万元の賠償を命じた。(長沙晩報 2007年8月2日)

##### ★★★2. 方正集団、米企業に1億元の権利侵害賠償請求訴訟★★★

方正集団傘下の北京北大方正電子公司はこのほど、米国のゲーム開発企業、ブリザード・エンターテインメントなどを相手取り、方正が知的財産権を有する「方正字庫(フォ

ント)の著作権を侵害したとして、北京市高級人民法院に1億円の賠償請求訴訟を起こしたことを明らかにした。これは、中国企業が外国企業に対して起こした知的財産権侵害訴訟のうち、ここ数年では賠償請求額が最大の案件のひとつとなった。

方正集団広報部メディア総監の宋振英氏によると、ブリザード・エンターテインメントが開発し、上海の某オンラインゲーム企業に中国大陸部での独占代理運営を授権したオンラインゲーム「悪獣世界」(ワールド・オブ・ウォークラフト)において、方正電子が研究・開発・編集して集めた北魏楷書など5つの方正フォントが無断で大量に複製・使用されていたという。方正電子の概算によると、ブリザード・エンターテインメントの権利侵害による損失は10億元以上にのぼるといふ。北京市高級人民法院は同訴訟を正式に受理した。(人民網 2007年8月16日)

#### ○統計関連

##### ★★★1. 中国、海賊版や不法出版物 200万冊余り押収 過去10年で★★★

中国で「標準出版管理方法」が施行されてからの10年間、標準規格書や標準規格図書の海賊版や不法出版が200件余り摘発され、これまでに押収された海賊版などの不法出版物は200万冊余りに上った。被害額は小売価格で5000万元相当。今年上半期に摘発した海賊版案件だけで10件余り、被害額は500万元に達する。

中国の標準規格関連の出版関係者によれば、国家標準規格書の海賊版が相次いで見つかり、保護制度の完備や海賊版取り締まりの強化が待たれる。標準規格書を専門に出版する中国標準出版社は、取り締まりの重点を海賊版やエンドユーザーに置き、海賊版の生産段階に対する取り締まりを強化するとともに、エンドユーザーの正版使用を規範化すべきだと指摘している。(中国新聞網 2007年7月31日)

##### ★★★2. 上半期のソフトウェア産業の売上高、2602億元に★★★

信息产业部は29日、中国における今年上半期(1~6月)のソフトウェア産業の売上高が前年同期比23%増の2602億元に達したと発表した。このうち、ソフトウェアサービス業、システム統合、集積回路設計は業界平均を上回る伸びを示した。

統計によると、ソフトウェア産業には地域的な集中傾向がはっきりしてきた。ソフトウェア産業の売上高が上半期に200億元を超えたのは、北京、江蘇、広東、上海の4省市。同売上高が100億元を超えた7省市の合計売上高は2020億元で、全体の77.7%を占めた。

信息产业部電子信息産品管理司の責任者は、「今年はソフトウェアと集積回路の産業発展に向けた追加的な奨励策を導入し、政策環境の改善を進める。国内ソフトウェア市場の整備と規範化を図り、応用環境を整えていく」と述べた。(新華社 2007年7月30日)

##### ★★★3. 06年末、中国の登録商標は276万件 世界トップ★★★

「自主革新とブランド発展戦略ハイレベルフォーラム」が8月3日、内モンゴル自治区フフホト市で開かれた。

国家工商行政管理総局の周伯華局長は開幕式で、06年末現在、中国の登録商標の総数は276万件に上り、世界トップとなったことを明らかにした。有名ブランドに認められる「馳名商標」の件数は807件、地理的表示(GI)も若干ながら登録されている。周局長は「中国は国家システムに見合った、比較的整った、内容の揃った商標発展システムを形成している」と述べた。(中国網 2007年8月6日)

##### ★★★4. 上半期の商標めぐる違法案件、1万8973件を摘発★★★

今年上半期、全国各クラスの工商行政当局が摘発した商標関連の違法案件は1万8973件で、前年同期を0.43%上回った。うち国内ブランドに関する案件は1万5458件で同0.18%増、海外ブランドに関する案件は3515件で同1.53%増。罰金・没収品等の総額は1億6200万元で同11.97%増だった。司法当局へ送致された案件は58件、容疑者は76人。

案件のタイプからみれば、偽造商標など商標権侵害に当たる案件が増加を続ける一方、それ以外の案件（一般違法案件）は減少している。商標関連の一般違法案件は3014件で同385件（11.33%）の減だったが、商標権侵害の案件数は1万5959件に上り、同466件（3.01%）の増だった。（中国工商報 2007年8月13日）

#### ★★★5. WIPO 報告：中国の特許出願件数、世界で第3位★★★

世界知的所有権機関（WIPO）公式ウェブサイトがこのほど発表した2007年版の特許報告によれば、中国で受理された特許出願数が世界4位から3位に浮上した。同報告によれば、05年の特許出願受理件数が多かった国・地域は順に日本、米国、中国、韓国、欧州。上位5カ国・地域の受理件数が、世界全体の77%（前年比2ポイント増）で、承認件数でも世界の74%を占めた。2005年の世界全体の特許受理件数は4.7%増で、北東アジア、特に中国と韓国の増加率は世界全体を大きく上回った。中国は前年比33%増で、世界3位となった。（国家知識産権網 2007年8月11日）

#### ★★★6. 公安部：07年上半期、知財権侵害の案件は1094件★★★

公安部（警察）は8月14日午前、北京で記者会見を開き、07年上半期の社会・治安情勢について報告した。上半期の6カ月間、市場経済秩序を破壊する案件は3万6000件摘発され、06年同期を10%上回った。このうち1094件が知的財産権の侵害で、06年を2.7%上回った。（公安部ウェブサイト 2007年8月15日）

#### ○その他知財関連

##### ★★★1. 「中国知財保護ネットフォーラム」7月30日にスタート★★★

中国知的財産権保護ネット（www.ipr.gov.cn）は7月30日、中文オンライン反海賊版連盟（www.coapu.org）と共同で、対談コーナー「中国知的財産権保護ネットフォーラム」をスタートした。

「中国知的財産権保護ネットフォーラム」はゲストを招いた対談コーナーとして、今後不定期で開催される。知財保護に関する注目の問題、社会の関心を集める問題にスポットを当て、専門家や政府関係者を招き、インタビューやネット利用者との相互交流を行う。第1回は「インターネット上の海賊版対策と権利保護」をテーマに開かれた。

中国知的財産権保護ネットは、国家保護知識産権工作組と商務部が主催する知財保護の公式総合サイト。中文オンライン反海賊版連盟は、国家版權局や中国出版者協会の支持を受け、オンライン出版社「中文在線」を中心に、全国各地の弁護士事務所、有名作家などが共同で立ち上げた。（中国知的財産権保護ネット 2007年7月30日）

##### ★★★2. 知財権めぐり中・米の対立、なお決着つかず★★★

米国通商代表部は8月13日、米国がすでに世界貿易機関（WTO）に対して紛争処理小委員会（パネル）の設置を要請し、中国の知的財産保護やエンフォースメント（法執行）に関する調査を行うよう求めたことを明らかにした。

米国通商代表部のショーン・スパイサー報道官は「米中は3カ月にわたる公式折衝を通じ、中国の知財保護の不徹底が招いた米消費者との対立を解決しようとした。しかし、対話では問題が解決できなかったため、米国はWTOに紛争解決のためパネル設置を求めた」と述べた。

米国は4月10日、WTOに同問題をめぐり中国との折衝を求めた。6月7日、8日、両国は同問題について折衝したが、合意には至らなかった。8月31日に開かれたWTO紛争解決組織の会議では、米国のパネル設置要請が検討される。

米国は、パネル設置について、次の3問題の解決の必要性を指摘する。

(1) 中国に海賊版や商標偽造に関する刑事訴訟基準の引き下げを求める。米国は中国の海賊版や偽造品に対する規制が、大規模な海賊版や侵害行為の効果的な回避につながっていないと考える。

(2) 知財権侵害の疑いで押収した物品について、中国税関の規定面の問題を解決する。中国の現行規定では、偽造商標などをつけた物品も、商標または権利侵害標識を除去すれば市場で流通させることが可能だが、WTOの規定ではこうした物品の市場流通は禁じられている。

(3) 中国の審査機構による承認待ちの段階にある作品についても、「中国著作権法」による保護を求める。現行法では、著作権所有者が審査機関に提出し、承認を待っている段階の作品（著作権所有者の承認を得ていない翻訳作品や不法複製品を含む）について、訴訟を起こす権利が認められていない。著作権保護の効力が直接及ぶようにすることが、米作品の中国市場投入にとって非常に重要になる。（新華社 2007年8月16日）

### ★★★3. 海外企業の研究開発センター、中国で相次ぎ設立★★★

商務部がこのほど明らかにした情報によれば、外資が中国で設立した研究開発（R&D）センターの数はすでに1000カ所近くに達している。5年前には200カ所にも満たなかった。施設数が増えただけでなく、研究開発投資も急速に伸びている。世界貿易機関（WTO）知的財産局オッテン局長は「中国知的財産権ハイレベルフォーラム」で、「中国はすでに世界2番目の研究開発投資先、最も魅力ある研究開発投資先になった」と述べている。

ますます増える外資系研究開発センターは、資金、設備、技術、人材、マネジメントなどの優れた条件を武器に、中国市場への進出を果たしている。つまり、中国企業にとっては、技術発展や自主革新をめぐる競争がますます激化し、直面すべき負担や試練がますます増えることを意味している。

外資系研究開発センターが増えるにつれ、人材獲得競争も激しさを増している。統計によれば、外資系研究開発センターの人員のうち、現地職員が95%を超えている。国内の人材のうち「最優秀」ランクとされる人材の40%、「優秀」ランクの45.7%が、こうした外資系企業に就職している。（国家知識産権網 2007年8月22日）

---

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

---

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved